

22 学部・予科・専門部学科課程変更にとりなす学則改正の

件認可
〔昭和十年四月〕

学則改正認可申請書
(注記2)

(注記1) 本大学学則中別紙ノ通り改正致度学則改正要旨並理由相添へ此段認可申請候也

昭和十年三月三十日

神田区駿河台三丁目九番地ノ四

中央大学学長 原 嘉道 印

文部大臣 松田源治殿

(注記3) (下 札)

改正理由

学則中左ノ如ク改正シ一層教育ノ徹底ヲ期セントス

各学部第一学年ノ憲法及行政法総論ヲ各第二学年ニ配シ法学
部第三学年ノ親族法相続法ヲ削リテ親族法ハ第一学年ニ相続
法ハ第二学年ニ行政法各論会社法及手形法ハ第三学年ニ配シ
経済学部第二学年ノ貨幣論ヲ第一学年ニ配シ選択課目第二学
年ノ市場論ヲ第一学年ニ配シ商学部第二学年ノ商業政策ヲ第
一学年ニ配シ選択科目第二学年ノ市場論ヲ第一学年ニ配セン
トス

(抹消)
〔学則改正要旨及理由〕

第九条中

第一 法学部学科課程表必修科目第一学年ノ憲法二及行政法
総論ニヲ削リ親族法ニヲ加へ第二学年ノ行政法各論二会
社法二及手形法ニヲ削リ憲法二行政法総論二及相続法二
ヲ加へ第三学年ノ親族法二及相続法ニヲ削リ行政法各論
二会社法二及手形法ニヲ加フ
第二 経済学部学科課程表必修科目第一学年ノ憲法ニヲ削リ
貨幣論ニヲ加へ第二学年ノ貨幣論ニヲ削リ憲法ニヲ加へ
選択科目第一学年ノ行政法四ヲ削リ市場論ニヲ加へ第二
学年ノ市場論ニヲ削リ行政法四ヲ加フ、
第三 商学部学科課程表必修科目第一学年ノ憲法ニヲ削リ商
業政策ニヲ加へ第二学年ノ商業政策ニヲ削リ憲法ニヲ加
へ選択科目第一学年ノ行政法四ヲ除キ市場論ニヲ加へ第
二学年ノ市場論ニヲ削リ行政法四ヲ加フ

学則第四十六条中第一予科第二予科共ニ学科課程表各学年ノ倫
理ヲ修身ト改ム

附則

本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本則施行ノ際現ニ存スル各学部第二学年並法学部第三学年ノ学
生ハ従前ノ規程ニ依ル

学則改正要旨及理由

専門部學則中左ノ如ク改正シ一層教育ノ徹底ヲ期セントス
一専門部各学科ノ倫理ヲ修身ト改メテ之ヲ各学年ニ毎週一時間
配当ス

一専門部法学科經濟学科〔各〕^(抹消)第一学年ノ憲法及行政法総論ニ
第二学年ニ配シ法学科第三学年親族法ニ第一学年ニ又經濟
学科第二学年ノ貨幣論ヲ第一学年ニ配セントス
一専門部各学科教練ヲ体操ト改ム

第七条中

(注記5)

第一 法学科課程表必修科目第一学年ノ憲法ニ行政法総論
二及倫理ニヲ削リ修身一及親族法ニヲ加ヘ第二学年ノ行
政法各論ニ及会社法ニヲ削リ修身一憲法ニ行政法総論ニ
及相統法ニヲ加ヘ外国語六ヲ四ト改メ第三学年ノ親族法
ニ相統法ニヲ削リ修身一行政法各論ニ及会社法ニヲ加ヘ
^(加筆)
^(外国語四ヲ六ト改ム)
第二 經濟学科課程表必修科目第一学年ノ憲法ニ行政法ニ
ヲ削リ修身一貨幣論ニ商業政策ニ及倫理ニヲ削リ修身一
憲法ニ及行政法ニヲ加ヘ第三学年ニ修身一ヲ加フ
第三 商学科課程表必修科目各学年ニ修身一ヲ加ヘ第二学
年ノ倫理ニヲ削ル
専門部法学科各学年ノ教練トアルヲ体操ト改ム

附則

本則改正ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則改正ノ際現ニ存スル法学科及經濟学科第二学年並法学科第
三学年ノ生徒ハ従前ノ規定ニ依ル

〔表紙〕

中央大学學則 大学部
大学予科部
専門部

〔中央大学校舍全景〕写真省略)

中央大学學則

第一章 總則

第一条 大学ハ法学、經濟学、政治学、商学ニ関スル學術ノ理
論及ヒ応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究セシムルヲ以テ目的ト
ス

第二条 大学ニ法学、經濟学、商学ノ三学部及ヒ大学院ヲ設ケ
予科ヲ附置ス

第三条 学部ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別ツ

予科ハ昼間部、夜間部ノ二部ニ別チ昼間部ヲ第一予科トシ夜
間部ヲ第二予科トス

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 休業日ハ左ノ通トス但シ必要アリト認ムルトキハ臨時

休業スルコトアルヘシ

四月一日ヨリ十五日ニ至ル

七月十六日ヨリ九月十日ニ至ル

十二月二十六日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

日曜日

大祭祝日

大学記念日(七月八日)

第六条 学部ニ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目全部ノ試験ニ

合格シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

転学ニ因リテ学部ニ中途ニ入学シタル者ニシテ其ノ属スル学

年以後ノ所定ノ期間在学シ且其ノ配当科目ノ全部ノ試験ニ合

格シタル者ハ前項ニ定メタル所定ノ期間在学シ且其ノ配当科

目全部ノ試験ニ合格シタルモノト看做ス

第十条ノ規定ニ依リテ修学シタル随意科目ノ試験ニ合格シタ

ル者ニハ請求ニ依リ其ノ科目ノ合格証明書ヲ交付ス

第七条 学部ヲ卒業シ卒業証書ヲ授与セラレタル者ハ其ノ学部

ニ從ヒ法学士、経済学士、商業士ト称スルコトヲ得

第二章 学 部

第八条 学部ノ修学期間ヲ三学年トス

第一節 学科課程

第九条 各学部ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間数左ノ如シ

第一 法学部

必修科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	毎授業週 時間数	科目	毎授業週 時間数	科目	毎授業週 時間数
(抹消) 憲法	二	(加筆・朱書) 行政法各論	二	親族法	二	
(抹消) 行政法総論	二	(加筆・朱書) 物権法第二部	二	(抹消) 行政法各論	二	
(抹消) 民法総論	三	(加筆・朱書) 行政法総論	二	(抹消) 行政法各論	二	
債権総論	三	債権各論	三	(加筆・朱書) 保險法	二	
物権法第一部	二	(加筆・朱書) 商商法總論	二	(加筆・朱書) 海商法	二	
(親筆・朱書) 刑法総論	三	(抹消) 民法各論	二	(抹消) 民法各論	二	
民法各論	二	刑法各論	二	刑事訴訟法	二	
刑事訴訟法	二	刑事訴訟法第一編	二	刑事訴訟法第二編乃至第五編	二	
外国法(英)	六六	刑事訴訟法	三	外国法(英)	四四	
外国法(英)	四四	刑事訴訟法	三	刑事訴訟法	二	
外国法(英)	四四	刑事訴訟法	三	刑事訴訟法	二	

必修科目中外国法ハ入学ノ始ニ於テ英法、独法ノ一ヲ指定シ届出ツルコトヲ要ス

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時間数	科目	授業時間数	科目	授業時間数
必修科目	法(憲) 二		民(憲・加筆・朱書) 法 二		商 法 二	
経済原論	法 六		商 法 二		経済学史 二	
経済史	四		経済学史 二		保険学 二	
経済地理	二		貨幣論 二		交通政策 二	
銀行論	二		社会政策 二		二	

第二 経済学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時間数	科目	授業時間数	科目	授業時間数
随意科目	外国語 二		外国語 二		外国語 二	
倫理学(東洋)	二		倫理学(西洋)	二	社会政策	二
経済政策	二		二		二	

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ第一学年第二学年ハ一科目、第三学年ハ二科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス

随意科目 (選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ経済学部又ハ商学部ノ各科目ハ第十條ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得)

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	授業時間数	科目	授業時間数	科目	授業時間数
随意科目	簿記学 二		簿記学 二		簿記学 二	
倫理学(東洋)	二		倫理学(西洋)	二	親族法 二	
倫理学(西洋)	二		二		二	
相統法	二		二		二	

選択科目ハ学年ノ始ニ於テ三科目ヲ選択シテ届出ツルコトヲ要ス

随意科目 (選択科目中自己ノ選択セサル科目及ヒ法学部又ハ商学部ノ各科目ハ第十條ニ依リ随意科目トシテ修学スルコトヲ得)

ル

第十二条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他ノ大学ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第十四条 入学期ハ学年ノ始トス但シ第十二条第二十二條第二項又ハ第二十三條ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十六条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改正シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ変更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十八条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二箇月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ当該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十九条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ
第二十条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十八條ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十一条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一個年間缺席シ又ハ正当ノ理由ナク一個月以上缺席シタル者

第二十三条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十三条 第七十五条、第七十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ経過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認めタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試 験

第二十四条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金壹円ヲ納ムヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ

甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十七条 授業ヲ受ケタル科目ニ非サレハ試験ヲ受クルコト

ヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但

シ第二十条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十八条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試

験ヲ受クルコトヲ得

第二十八条 或科目ニ付三箇年以内ニ試験ニ合格セサル者ハ全

部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコト

ヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ滿ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試

験ヲ受ケムトスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス

其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ

得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタ

ル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ

在学期間ヲ計算ス

第二十二条又ハ第二十三条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ

付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ

通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ

限ニ在ラス

第二十九条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ

第三十条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第三十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金五円ヲ

納ムヘシ

第三十二条 授業料ハ一学年金百拾円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ム

ヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り月額金拾円宛ノ分納ヲ許ス

コトアルヘシ

第一期 四月(金四十円)

第二期 九月(金四十円)

第三期 一月(金三十円)

第三十三条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前

及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス

休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十四条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十五条 納付シタル授業料ハ返付セス

第三章 大学院

第三十六条 入学期ハ学年ノ始トス但シ時宜ニ因リ臨時入学ヲ

許スコトアルヘシ

第三十七条 大学卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ

特ニ研究事項ヲ具シ其ノ許可ヲ受クヘシ

大学卒業者ニ非スシテ大学院ニ入ラント欲スルモノハ前項ノ

入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格ス

ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

第三十八条 学長ハ学生ヲ指導スル教員ヲ選定スヘシ

第三十九条 学長ハ学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別研究ヲ為サシムルコトアルヘシ

学長ノ許可ヲ受ケ学生ハ各学部ノ講義演習等ニ出席スルコトヲ得

第四十条 学生ハ学年ノ終ニ於テ其ノ攻究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十一条 二年以上修学シタル者ハ其ノ攻究シタル学課ニ付卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得

第四十二条 学生ハ攻究料トシテ学年ノ始又ハ入学ノ際ニ於テ一学年金六十六円ヲ納ムヘシ

第四十三条 学長ハ学生中学力優秀心身健全ナル者ヲ銓衡シ特選給費学生ト為スコトヲ得

特選給費学生ニハ二年内月額金三十円以上金七十五円以内ノ学費ヲ給与ス但シ学長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ年限ヲ延長スルコトヲ得

特選給費学生ハ学長ノ許可ヲ得スシテ他ノ業務ニ就クコトヲ得ス

学長ハ特選給費学生其ノ地位ニ適セサル事実アリト認ムルトキハ之ヲ免スルコトヲ得

特選給費学生ニハ第四十二条ノ規定ヲ適用セス

第四十四条 第十五条乃至第二十三条第三十三条第一項及ヒ第

三十五条ノ規定ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 予 科

第四十五条 第一予科ノ修学期間ヲ三学年トシ第二予科ノ修学期間ヲ二学年トス

予科ヲ卒業シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第一節 学科課程

第四十六条 予科ノ学科課程、其ノ配当及ヒ授業時間教左ノ如シ

第一予 科

第一学年		第二学年		第三学年	
科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
科 目 (抹消)倫理 (加筆・朱書)修身	一	科 目 (抹消)倫理 (加筆・朱書)修身	一	科 目 (抹消)倫理 (加筆・朱書)修身	一
国語、漢文	六	国語、漢文	五	国語、漢文	五
第一外国語(英若ハ独)	一〇	第一外国語(英若ハ独)	一〇	第一外国語(英若ハ独)	一〇
第二外国語(英、独)	(二)	第二外国語(英、独)	(二)	第二外国語(英、独)	(二)
歴史	三	歴史	四	歴史	二
地 理	二	心理、論理	二	哲学概説	二
数 学	二	数 学	二	心理、論理	二
自然科学	二	自然科学	二	法制、経済	四
体 操	二	体 操	二	体 操	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二予科

第一学年		第二学年	
科目	毎週授業時間数	科目	毎週授業時間数
倫理 <small>(抹消)</small> 倫理 <small>(加筆・朱書)</small> 修身 <small>(抹消)</small> 修身 <small>(加筆・朱書)</small>	一	倫理 <small>(抹消)</small> 倫理 <small>(加筆・朱書)</small> 修身 <small>(抹消)</small> 修身 <small>(加筆・朱書)</small>	一
国語、漢文	五	国語、漢文	五
第一外国語 <small>(英若)</small>	一〇	第一外国語 <small>(英若)</small>	一〇
第二外国語 <small>(英、独)</small>	(二)	第二外国語 <small>(英、独)</small>	(二)
歴史	四	歴史	二
心理、論理	二	哲学概説	二
数学	二	心理、論理	二
自然科学	二	法制、経済	四
体操	二	体操	二

第二外国語ハ随意科目トス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第四十七条 入学ヲ許可スヘキ者左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ第一予科ニアリテハ中学校四年年終了程度第二予科ニアリテハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

第一予科

- 一 中学校四学年修了者
- 二 高等学校尋常科修了者
- 三 高等学校高等科入学資格試験合格者

四 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

五 文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者

六 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二予科

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

三 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 左ノ各号ノ一ニ該当シ第一予科第一学年科目ノ試験ニ合格シタル者ハ第一予科第二学年ニ入学スルコトヲ得

一 中学校卒業者

二 高等学校高等科一学年修了者

三 専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

四 文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 第十二条乃至第二十三条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ準用ス

第三節 試験

第五十一条 試験ハ学年ノ終又ハ臨時之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ追試験又ハ再試験ヲ

受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十二条 試験ノ成績ハ各科目ニ付優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十三条 配当科目ノ全部ニ合格スルニ非サレハ進級スルコトヲ得ス

不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラス仮ニ進級セシムルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ不合格ノ科目ニ付再試験ヲ受ケ合格スルトヲ要ス

引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四節 学 費

第五十四条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年金百円トス左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ特別ノ事情アル者ニ限り最初ノ月ニ在リテハ金十円其ノ他ノ月ニ在リテハ金九円宛ノ分納ヲ許スコトアルヘシ

第一期 四月(金三十五円)

第二期 九月(金三十五円)

第三期 一月(金三十円)

第五十六条 第三十条及ヒ第三十三条乃至第三十五条ノ規定ハ之ヲ予科学生ニ適用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第五十八条 給費生ニハ当該学年間額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六章 貸費生及ヒ留学生

第六十条 学長ハ大学及ヒ予科学生中學術優等品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキモノヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年間額金三百円以内ヲ貸与スルコトヲ得

第六十一条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ從フ

第六十二条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第六十三条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十四条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一箇年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第六十五条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六十六条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廢学シタル場合ニハ情状ニ因リ月賦返納ヲ許スコ

トアルヘシ

第六十七条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ
攻究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留学生トシテ学資ヲ貸与シ
留学セシムルコトヲ得
留学生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第七章 学生心得

第六十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ
靴又ハ上草履ヲ用フヘシ

第六十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯

セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第七十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ
挙動アルヘカラス

第七十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス、止ムヲ得サル事故
アリテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第七十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ
遅滞ナク届出ツヘシ

第七十三条 三日以上欠席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具
シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上欠席スルトキハ
証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十四条 欠席届出ノ日数ハ一個月ヲ越ユルヲ得ス若シ一個
月ヲ超エ事由仍ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為
スコトヲ要ス

第八章 懲 戒

第七十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者
ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス第一項ノ規定ニ依リテ退学
ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同高等学校ニ通知ス

第七十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ
ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程、
其ノ配当及ヒ授業時間数ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業
スヘキ学年試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 学部ノ第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタ
ル学年試験ニ於テ従前ノ規定第二十八条ニ依リ次ノ学年ノ試
験ヲ受クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於
テハ次ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ
科目ニ付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 大学ニ専門部ヲ置ク専門部ハ法学、経済学、政治学、
商学ニ関スル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第三 商学科

科目	第一学年			第二学年			第三学年		
	数	時間	毎週授業	数	時間	毎週授業	数	時間	毎週授業
必修科目									
法学通論	二	一	民	二	二	商	二	二	商
修身論	二	二	身	二	二	身	二	二	身
民法	四	二	法	二	二	法	二	二	法
簿記学	三	二	簿	二	二	簿	二	二	簿
商品学	二	二	商	二	二	商	二	二	商
経済地理	二	二	地	二	二	地	二	二	地
商業史	二	二	史	二	二	史	二	二	史
経済原論	四	二	經	二	二	經	二	二	經
統計学	二	二	計	二	二	計	二	二	計
商業通論	二	二	商	二	二	商	二	二	商
商業算術	二	二	算	二	二	算	二	二	算
商業英語	二	二	英	二	二	英	二	二	英
論理、心理	二	二	理	二	二	理	二	二	理
英語	二	二	英	二	二	英	二	二	英
随意科目									
独語又ハ仏語	二	二	独	二	二	独	二	二	独
教育学	二	二	教	二	二	教	二	二	教
独語又ハ仏語	二	二	独	二	二	独	二	二	独
教授法	二	二	教	二	二	教	二	二	教

第二学年ニ於ケル「教育学」及ヒ第三学年ニ於ケル「教授法」ハ実業教員志望者ニ限り必修トシテ之ヲ課ス

第二節 入学、休学、退学及ヒ除名

第八条 入学ヲ許可スヘキ者ハ年齢十七年以上ノ男子トス

正科生ノ入学資格左ノ如シ但シ外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者

三 文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

別科生ハ志願者ノ履歴ニ就キ詮衡ノ上入学ヲ許可ス但シ国語、漢文、数学又ハ英語ノ全部又ハ一部ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第九条 第二学年以上ニ入学スルニハ前条ノ資格ヲ有シ且第一学年又ハ第二学年ノ配当科目ノ試験ニ合格スルコトヲ要ス但シ受験料ハ金五円トス

第十条 同等学校ニ於テ第二学年以上ニ在学シ転学スル者ハ相当ノ学年ニ編入スルコトヲ得但シ学科課程中他校ニ於テ修了セサル科目アルトキハ其ノ科目ニ限り試験ヲ行フヘシ

第十一条 入学ノ許可ヲ請フ者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘ差出スヘシ但シ試験ヲ要スル場合ニハ同時ニ受験料金三円ヲ納ムヘシ

第十二条 正科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ第十条、第二十

条第二項又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ転学又ハ再入学生者ハ此ノ限ニ在ラス

別科生ノ入学期ハ学年ノ始トス但シ隨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第十三条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ

第十四条 保証人ハ成年者ニシテ東京市又ハ其ノ隣接市町村内ニ於テ独立ノ生計ヲ立ツルモノナルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スヘキモノトス

第十五条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ變更アリタルトキ亦同シ

保証人住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ

第十六条 疾病其ノ他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二個月以上修学スルコト能ハサルトキハ其ノ事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上其ノ許可ヲ受ケ當該学年間休学スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リテ休学シタル者休学ノ事由止ミタルトキハ保証人連署ノ上許可ヲ受ケ原級ニ入り修学スルコトヲ得

第十七条 給費生、貸費生ハ休学ノ月ヨリ其ノ資格ヲ失フ

第十八条 陸軍、海軍ノ現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其ノ期間第十六条ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ

得

第十九条 疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上届出ツヘシ

第二十条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

一 学業劣等又ハ疾病其ノ他ノ事故ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引續キ一個年間闕席シ又ハ正当ノ事由ナク一個月以上闕席シタル者

第二十一条ノ規定ハ前項ニ依リテ除名セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十一条 第六十五条又ハ第六十六条ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四個月以上ヲ經過シ改悛ノ情顯著ナルモノト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十二条 試験ハ学年ノ終又ハ授業ヲ終リタル際之ヲ行フ

必要アルトキハ追試験及ヒ再試験ヲ行フ、追試験又ハ再試験ヲ受クル者ハ一科目ニ付受験料金一円ヲ納ムヘシ、五科目以上ナルトキハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十三条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十四条 試験ノ成績ハ各科目ニ付甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

第二十五条 授業ヲ受ケタル科目ニアラサレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

休学シタル者ハ其ノ学年ニ属スル試験ヲ受クルコトヲ得ス但シ第十八条ニ定メタル休学者ハ此ノ限ニ在ラス

第十六条第二項ニ該当スル者ハ其ノ休学取消ノ承認ヲ得テ試験ヲ受クルコトヲ得

第二十六条 或ル科目ニ付三箇年内ニ試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ル迄在学スルコトヲ得但シ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス、試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

在学六箇年ニ滿ツル者其ノ最後ノ学年試験ノ追試験又ハ再試験ヲ受ケントスルトキハ許可ヲ受ケ前項但書ノ規定ニ拘ラス其ノ追試験又ハ再試験ノ施行ヲ終ル迄ノ期間在学スルコトヲ得

第十二条ノ規定ニ依リテ入学シタル者ニ付テハ其ノ入学シタル日ニ至ル迄ニ要スヘカリシ期間在学シタルモノトシテ其ノ在学期間ヲ計算ス

第二十条又ハ第二十一条ノ規定ニ依リテ再入学シタル者ニ付テハ其ノ除名中又ハ退学中ニ属スル期間ヲ其ノ在学期間ニ通算ス但シ学年ノ始ニ於テ第一学年ニ入学シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七条 随意科目ノ試験ハ希望アル場合ニ限り之ヲ行フ学年ノ始ニ於テ許可ヲ受ケ随意科目ヲ修学シタル者ニアラサレハ前項ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十八条 試験ハ授業料ヲ完納シ且必要ナル受験料ヲ納付シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第四節 学 費

第二十九条 入学ヲ許可セラレタル者ハ入学科トシテ金三百円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金七十七円トシ左ノ三期ニ之ヲ納ムヘシ但シ当分月割金七円宛分納スルヲ妨ケス

第一期 四月(金三十円)

第二期 九月(金三十円)

第三期 一月(金十七円)

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ又ハ退学スル者ハ特ニ入学前及ヒ退学後ノ授業料ヲ免除ス休学中ハ授業料ヲ免除ス

第三十二条 在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日迄ニ納付スヘシ

第三十四条 納付シタル授業料ハ返付セス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十五条 学長ハ学生中學術優等品行方正ナル者ヲ銓衡シ給費生又ハ特待生ト為スコトヲ得

第三十六条 給費生ニハ当該学年年間額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ニハ当該学年年間授業料ヲ免除ス

第三十七条 給費生又ハ特待生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第六節 貸費生及ヒ留學生

第三十八条 学長ハ学生中學術優秀品行方正ニシテ学資支弁ノ途ナキ者ヲ銓衡シ貸費生トシテ当該学年年間額金三百円以内

ヲ貸与スルコトヲ得

第三十九条 貸費ニ関シ寄附者アルトキハ其ノ寄附者ノ指定ニ従フ

第四十条 貸費生タラントスル者ハ其ノ事情ヲ具シタル願書ヲ差出スヘシ

第四十一条 貸費生タルノ許可ヲ得タル者ハ保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十二条 貸費生ニシテ卒業シタル者ハ卒業後一個年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額以上ヲ月賦ヲ以テ返納スヘシ

第四十三条 貸費生ニシテ其ノ地位ニ適セサル事実アルトキハ直ニ之ヲ免ス

第四十四条 貸費生退学ヲ命セラレ、除名セラレ、貸費ヲ免セラレ又ハ退学シタルトキハ貸与金額ヲ即時ニ返納スヘシ但シ疾病ノ為メ廃学シタル場合ニハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十五条 学長ハ卒業者中学力優秀ニシテ将来學術ノ蘊奥ヲ研究セント欲スル者ヲ銓衡シ特ニ留學生トシテ学資ヲ貸与シ留學セシムルコトヲ得

留學生ニ関スル事項ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十六条 研究科ハ専門部ノ卒業生ニシテ既修ノ学科ニ付尚ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十七条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法 訴訟法 国際法 政治学 経済学 财政学 商業学

第四十八条 修業年限ハ一年以上三年トス

第四十九条 入学期ハ学年ノ始トス但シ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院又ハ旧東京法学院大学ノ卒業生ニシテ学長ノ承認ヲ經タル者ニ限り入学ヲ許ス但シ同等学校卒業生又ハ之ト同等ノ学力アル者ニ入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十一条 専門部正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其ノ他ヲ別科生トス

第五十二条 第十一条及ヒ第十三条乃至第二十一条ノ規定ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十三条 研究科ノ授業料ハ一個年金三十三円トス学年ノ始又ハ入学ノ際一時ニ之ヲ納ムヘシ第三十条但書及ヒ第三十一条乃至第三十四条ノ規定ハ之ヲ前項ノ授業料ニ準用ス

第五十四条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学ノ指定セル指導者ニ従ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス

研究科学生ハ任意ニ一般学生ノ為ニスル講義ヲ聴聞スルコトヲ得

第五十五条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但シ場合ニ依リ更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十六条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金十
円ヲ納ムヘシ

第二十八条ノ規定ハ前項ノ試験ニ之ヲ準用ス

第五十七条 研究科ノ試験ニ合格シ法学科ヲ卒業シタル正科生
ハ中央大学専門部法学士ト称シ経済学科ヲ卒業シタル正科生
ハ中央大学専門部経済学士ト称シ商学科ヲ卒業シタル正科生
ハ中央大学専門部商学士ト称スルコトヲ得

第四章 学生心得

第五十八条 登校スルトキハ必ス制服制帽、洋服若クハ袴ヲ著
ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第五十九条 登校スルトキハ必ス学生証ヲ携帯スヘシ之ヲ携帯
セサルトキハ退場ヲ命スルコトアルヘシ

第六十条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其ノ他粗暴ノ
挙動アルヘカラス

第六十一条 授業中ハ退席スルコトヲ得ス止ムヲ得サル事故ア
リテ退席セントスルトキハ教員ノ許可ヲ受クヘシ

第六十二条 氏名ヲ改称シ又ハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ
遅滞ナク届出ツヘシ

第六十三条 三日以上闕席セントスルトキハ必ス其ノ事由ヲ具
シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但シ七日以上闕席スルトキハ
証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第六十四条 闕席届出ノ日数ハ一個月ヲ超ユルヲ得ス若シ一個

月ヲ超ニ事由尚ホ止マサルトキハ其ノ都度必ス新ニ届出ヲ為
スコトヲ要ス

第五章 懲 戒

第六十五条 学則又ハ校規ニ違反シ其ノ他不都合ノ行為アル者
ハ情状ニ因リ停学又ハ退学ヲ命ス第一項ノ規定ニ依リテ退学
ヲ命シタルトキハ其ノ旨ヲ同等学校ニ通知ス

第六十六条 品行不良改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十七条 前二条ノ規定ニ依リ停学又ハ退学ヲ命シタルトキ
ハ其ノ旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知ス

附 則

一 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一 本則施行ノ際現ニ存スル第二学年及ヒ第三学年ノ学科課程
及ヒ其ノ配当ハ其ノ第二学年ニ属スル学生ノ卒業スヘキ学年
試験ヲ終ル迄仍ホ従前ノ規定ニ依ル

一 第一学年又ハ第二学年ノ学生中昭和六年ニ施行シタル学年
試験ニ於テ従前ノ規定第二十七条ニ依リ次ノ学年ノ試験ヲ受
クルコトヲ得サルニ至リタル者ト雖モ本則施行後ニ於テハ次
ノ学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得但シ其ノ合格セサリシ科目ニ
付テハ試験ヲ免除スルノ限ニ在ラス

(裏表紙)

東京市神田区駿河台三丁目九番地ノ四

昭和十年三月

中央大学

(注記6)

東專一二七号
定決裁
4月16日
文書課長
(官下)
送発
4月16日
起案者
(石澤)

(注記8)

昭和十年四月五日起案

学務課長 (有光)

専門学務局長 (赤間)

次官 (三邊)

石井 横山 督学官 (河原) (石井) (横山)

(注記9)

(森田)

(美作)

(高橋)

(田中)

(石澤)

私立大学並同専門部学則変更ノ件

指令案 (一)

昭和十年三月三十日申請学則中変更ノ件認可ス

年四月一日

文部大臣

中央大学

案 (二)

中央大学専門部設立者

中央大学

昭和十年三月三十日申請学則中変更ノ件認可ス

年四月一日

文部大臣

変更箇所

一、学科課程ノ変更

——詳細、別紙中央大学々則中朱書参照

二、変更学則ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ実施スル旨定メタル

モ現在ノ学生々徒ニ対シテハ特別取扱ヲナスコトトス (各部附則)

(注記1)

「東京府ノ昭和10・3・30ノ亥学ノ宿直」

(注記2)

「昭和十年四月四日ノ亥学第二六三〇号ノ東京府經由」

(注記3)

「155」

(注記4)

「文部省ノ東專127号ノ昭和10・4・5」

(注記5)

「九字挿入印」

(注記6)

「完結」

(注記7)

「台帳記入済」「要記入」「スミ」

(注記8)

「155」

(注記9)

「記録掛ノ10・9・13ノ受領」

(下札)

①種別 わ一ノ四ノ聯繫 わ一ノ六ノ登録追加ノ件名 東京府 (中山)

經由 中央大学並同専門部学則中変更認可／番号 東專一二七／
結了年月日 昭一〇・四・一六／保存年限 ムキ／枚数 一〇
冊一」

〔自大13年5月至昭22年3
月 中央大学 第5冊〕
文部省④ 3A, 9-2, 109〕